

新まちづくり計画（H16～18）事業総括調書

施策体系コード	5-2-1		事業名	アイヌ伝統文化啓発活動推進事業
担当	市)市民生活部アイヌ施策課 松本 211-2277			
全体計画（当初）				
事業内容	アイヌ民族の伝統的な生活様式や文化への理解を広めるとともに、人権啓発を継続して実施する。		＜年度別の事業内容＞	
			＜平成16～18年度＞ アイヌ民族に対する理解不足から生じる差別や偏見を解消、防止するため、同民族の伝統文化の紹介と人権啓発を兼ねたパンフレット及びメモ帳を作製し、市内小中学校に送付するほか、アイヌ文化交流センター、区役所等で配布する予定。	
事業内容（量・場所・規模等）	平成16年度事業内容（決算）		平成17年度事業内容（決算）	
	アイヌ民族に対する理解不足から生じる差別や偏見を解消、防止するため、同民族の伝統文化の紹介と人権啓発を兼ねたパンフレット及びメモ帳を作製し、市内小中学校に送付したほか、アイヌ文化交流センター、区役所等で配布した。 <作製部数> パンフレット28,000部 メモ帳30,000冊		アイヌ民族に対する理解不足から生じる差別や偏見を解消、防止するため、アイヌ文化振興の拠点であるアイヌ文化交流センターの紹介用と人権啓発用のポスターを作製。このほか、アイヌ文化に触れられる内容の小学生向けのアイヌ文化ノートと人権啓発用メモ帳を作製した。それぞれ市内小中学校に送付したほか、アイヌ文化交流センター、区役所等で配布した。 <作製部数> ポスター アイヌ文化交流センター紹介用1,000枚 / 人権啓発用1,000枚 アイヌ文化ノート18,000冊 メモ帳7,000冊	
事業内容（量・場所・規模等）	平成18年度事業内容（決算）		評価（成果）	
	アイヌ文化ノート作製 28,000冊 人権啓発用メモ帳作製 10,000冊		市有施設等へのポスター配布、市立小学校へのノート配布による人権啓発のすそ野が拡大。	
課題				
アイヌ民族に対する差別と偏見を解消し、アイヌの人々と市民が相互の人権を尊重し合える社会を築き上げる必要がある。				
19年度以降の方向性（事業予定）				
「人権啓発活動地方委託事業」が継続される限り、内容をさらに充実させながら当該事業を実施し、アイヌ民族の伝統文化を紹介するとともに、差別や偏見の解消、防止を図る。				

